

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人文化学園
②設置大学名称	文化ファッション大学院大学
③担当部署	教学事務室
④問合せ先	otoiawase@bfgu-bunka.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2025 年 9 月 11 日
⑥点検結果の公表日	2025 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://bfgu-bunka.ac.jp/profile/effort/#GovernanceCode
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育研究上の目的について、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示している。 https://bfgu-bunka.ac.jp/profile/outline/#EducationalPhilosophy
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	教育理念に基づき、研究科・専攻ごとに、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の三つのポリシーを、一貫した理念の下で策定している。 学生の主体的な学修を促進するため、各科目の目標、内容、評価方法等をシラバスに明示するとともに、カリキュラムマップや科目ナンバリングを活用する等、組織的かつ体系的な教育課程を展開している。 学生に対して学修の道筋を明確に示すとともに、自己点検・評価の結果を踏まえて、教育の質の向上、学修環境の整備・充実に努めている。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学則において「学長は、本大学院の校務をつかさどり、所属の教職員を統督する」と定めており、学長が本大学院における意思決定と運営の責任者であることを明示している。 また、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、副学長を置くことができることを規定しており、研究科長は必要な企画及び学内の意見調整等において学長を補佐している。さらに、事務業務を進める上では事務長が学長を補佐し、学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築している。 教授会は、定められた事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関として機能しており、その役割と責任は学則等に定め明確にしている。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	各種委員会や会議等に事務職員が参画し、教職協同で教学運営を行うことで、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めている。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフディベロップメント（SD）に係る基本方針・年次計画を策定し、FD・SD研修を実施し、教職員の資質向上に係る取組みを推進している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	教育研究の質の向上及び組織運営の強化を図るために「文化ファッション大学院大学 中期計画」を 5 年ごとに策定し、理事会の審議を経て決定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	計画は「文化ファッション大学院大学 中期計画フォローアップチェックリスト」を使用し、年次ごとに実施状況を確認し、運営会議・内部質保証委員会で進捗管理を行い、結果を内外に公表している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	社会に対して教育研究活動の成果を還元するために、聴講及び科目等履修の制度を設けている。 また、意欲のある社会人が学べるカリキュラム内容となっており、多様な社会人を受け入れている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域の行政やファッション産業界との連携を強化し、本大学院の教育研究成果を社会に還元することで、社会貢献・地域貢献の推進を図っている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な背景を持つ学生、教職員等の受け入れのために、国際交流センター、学生生活支援室、健康管理センター等を設置し、支援体制を整えている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事 2 名（総数 8 名）、評議員 4 名（総数 12 名）の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任は、「寄附行為」第 8 条に基づき、理事選任機関にて選任されることになっている。その理事選任機関は、第 7 条にて、全ての理事と理事の総数より 1 人少ない評議員で構成されることとなっており、多様な意見が取り入れられ、透明性が確保された選任となるように努めている。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、定例に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。理事会が「寄附行為」第 38 条第 2 項に定める重要事項を決定するには、評議員会の意見を聴かなければならないと

	している。 また、第 42 条第 4 項では、評議員会を招集する場合には、理事会において評議員に対して通知しなければならない事項を定めており、同条第 5 項では、評議員会開催の 1 週間前までに通知しなければならないことが規定されている。 理事会・評議員会ともに、法令に定めるところにより議事録を作成し、開催日から 10 年間、議事録を備え置くこととし、透明性の確保に努めている。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修 機会の充実	「寄附行為」第 18 条第 5 項及び第 6 項には、理事会を招集するには、各理事に対し、1 週間前までに会議の目的である事項を通知しなければならないことが規定されている。 また、理事が過去の理事会の議案や資料が閲覧できる環境を整備し、情報提供をしている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2 ①	説明
監事及び会計監査人の選 任基準の明確化及び選任 過程の透明性の確保	監事の選任は、「寄附行為」第 23 条にて、評議員会の決議により選任されることとなっており、同条第 2 項にて、選任にあたり監事の独立性を確保し、利益相反を適切に防止することができるものを選任すると規定されている。 また、第 50 条では会計監査人も評議員会の決議により選任されることが示されている。 いずれも選任基準は明確に示されており、多様なメンバーで構成される評議員の意見を反映することで、透明性も確保されている。
実施項目 3－2 ②	説明
監事、会計監査人及び内 部監査室等の連携	監事が行う法人の監査の実施に関して必要な事項を「監事監査規程」及び「監事監査実施細則」に定めており、監事は内部監査を行う監査室と連携し、適切に監査を実施している。 また、「寄附行為」第 53 条には、評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任等に関する議案の内容は監事が決定するとし、第 55 条には、会計監査人の職務は、法令の定めるところにより、法人の計算書類及び附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告書を作成し、監事及び理事会に提出することとしており、監事、会計監査人及び内部監査室等の連携が保たれる体制を築いている。
実施項目 3－2 ③	説明
監事への情報提供・研修 機会の充実	理事への情報提供と同様に、理事会を招集するには、各監事に対しても、1 週間前までに会議の目的である事項を通知しなければならないことが規定されている。 また、過去の理事会議案や資料を監事も閲覧できる環境が整っている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任は、「寄附行為」第 33 条にて、理事会から 6 人、評議員会から 6～7 人選任することとしている。理事会選任は、職員は 1 人で他 5 人は学識経験者が、評議員会選任のうち 3 人は職員による候補者推薦の結果を尊重して選任し、他 3～4 人は 25 歳以上の卒業生または学識経験者が選任されることとしている。 現在は経過措置期間として、寄附行為附則第 8 項各号に則った選任となっている。 寄附行為第 33 条第 3 項には、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮することが規定されており、多様な意見が反映されるよう仕組みを構築し、選任の透明性を確保している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や職務等について「寄附行為」に明確に定めている。「寄附行為」第 38 条第 2 項には、理事会が評議員会の意見を聴かなければならない重要事項を示すとともに、第 42 条では、評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集することになっている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	「寄附行為」第 42 条第 4 項及び第 5 項には、評議員会を招集する場合には、評議員に対し、1 週間前までに、会議の目的である事項に係る議案が確定している時はその概要を、議案が確定していない場合にはその旨を通知しなければならないことが規定されている。また、評議員が過去の評議員会の議案や資料が閲覧できる環境を整備している。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「リスク管理規程」を定め、学園のリスク管理を統括する責任者を理事長としている。同規程第 6 条にて、学園にリスク管理委員会を設置することが規定されており、同委員会は理事長が必要とするもので組織され、総務担当理事を委員長とし、リスク管理体制を整備している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	公平公正な学園運営及び学園の社会的信頼の維持に資することを目的とした、「コンプライアンス規程」を定め、学園のコンプライアンスを推進する総括責任者を理事長としている。 コンプライアンスを推進する施策を補佐するため、総括責任者の下に、コンプライアンス推進責任者を、さらに各部署にも責任者を置くことで、コンプライアンス推進に関する体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開方針の策定と公開については、寄付行為に定め、ウェブサイトで公開している。 また、文化学園ウェブサイトにて、組織構成・事業・財務報告等、学園の経営に関する情報を公開している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	情報公開は、学園及び本大学院のウェブサイトで行い、スマートフォン等の端末での閲覧にも適するようなデザインに工夫している。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明